

### 主な記事

- 日税連が「評価方法」の考え示す 2面
- デジタル遺言の3案をパブコメ 3面
- 不交付団体が4年連続で増加 3面
- 全法連が業況等をアンケート調査 4面

## PGM事件 高裁も納税者が勝訴

### 組織再編成に係る行為計算否認規定巡り判決

#### 組織再編税制の濫用に当たらない

多数のゴルフ場を運営するPGMグループの傘下にある法人(納税者)が合併を繰り返した被合併法人から引き継いだ未処理欠損金額を連結欠損金額とみなして平成29年3月期に法人税等の確定申告をした。これに対し、課税庁が法人税法132条の2A組織再編成に係る行為又は計算の否認の規定により未処理欠損金額を納税者の連結欠損金額とみなすことを認めず、更正処分等をしたことから、納税者が処分の取消しを求めていた訴訟で東京高裁(梅本圭一郎裁判長)は7月23日、処分を違法とした一審の東京地裁の判決を支持し、地裁判決を不服として控訴していた国(課税庁)側の主張を退ける判決を下した。

繰越欠損金のある会社を買収 結果的に欠損金を引継ぎ

本件は、X社を被合併法人とする合併(本件合併)が行われ、X社の本件合併に併せてY社(本件合併)が行われ、Y社の本件合併に併せてZ社(本件合併)が行われ、Z社の本件合併に併せてN社を被合併法人とする合併をした法人(納税者)が、法人税(納税者)も処分当時のもの)により、X社の本件合併の直前における欠損金額約58億円(本件未処理欠損金額)を納税者の連結欠損金額とみなすこととした。また、X社の本件合併により、X社の本件合併の直前における欠損金額約58億円(本件未処理欠損金額)を納税者の連結欠損金額とみなすこととした。

なして、平成29年3月期の連結事業年度の法人税等の連結確定申告をした。これに対し、所轄税務署長が本件未処理欠損金額を納税者の連結欠損金額とみなすことを認めず、更正処分等をしたことから争いとなっていた。地裁は本件各合併は何ら不自然なものとはいえず、このようなスキームを採用して合併を行うことに「合理的な理由となる事業目的その他の事由」が存在することからすると、組織再編税制に係る各規定の本来の趣旨および目的から逸脱する態様でその適用を受けるものとは認められない。また、繰越欠損金の引継ぎがなされたからといって、それが当然に組織再編税制の濫用に当たるとする趣旨で述べられているものではないと指摘。また、繰越欠損金の引継ぎがなされたからといって、それが当然に組織再編税制の濫用に当たるとする趣旨で述べられているものではないと指摘。また、繰越欠損金の引継ぎがなされたからといって、それが当然に組織再編税制の濫用に当たるとする趣旨で述べられているものではないと指摘。

### ふるさと納税

#### 控除適用者は過去最高の1080万人

##### 寄附額の13%がポータルサイト事業者に

総務省は7月31日、令和6年度分のふるさと納税に関する現況調査結果を発表した。それによると、6年度のふるさと納税の受入額(寄附額)は前年度比13.8%増の約1兆2728億円、受入件数は同0.3%減の約5879万件で、受入額は5年連続で過去最高、受入件数は、ほぼ横ばいながらも制度創設以来の初の減少となった。また、6年中の

寄附を受けた7年度課税における控除の適用状況と税における住民税控除額も明らかにされている。控除額は同13.2%増の約8710億円、控除適用者数は同7.8%増の約1080万人で、それぞれ過去最高を更新した。受入額等の実績は全都道府県・市区町村の6年4月から7年3月末の決算見込の状況、住民税控除額等の実績は6年中のふるさと納税に係る7年度課税に

受入額の多かった市町村のトップは兵庫県宝塚市で約257億円(前年はトップ20圏外)、2位は北海道白糠町で約212億円(同4位)、3位は大阪府泉佐野市で約182億円(同3位)、4位は宮崎県都城市で177億円(同1位)、5位は北海道別海町で約174億円(同5位)だった。なお、トップの宝塚市は市民2人による市民病院に対する寄附約254億円を含んでおり、一過性の要因によるランキングとなった。他方で、7年度課税における住民税控除額のトップは横浜市で約343億円(控除適用者数は約47万人)、2位は名古屋市で約198億円(同約27万人)、3位は大阪市で約192億円(同約30万人)、4位は川崎市で約154億円(同約22万人)、5位は東京都世田谷区で約123億円(同約16万人)だった。このトップ5は前年度

今のご顧問報酬は適正額ですか?

**タイムチャーチ**

顧問先ごと、担当者別、業種別の時間による原価計算が簡単に行えます。

1名様 220円/月 (5名様より)

**SOUCHI 創知株式会社**

www.souchi.jp

大蔵財務協会 編 ▼ B5判・1100頁・定価4510円(税込)

### 令和7年版 改正税法のすべて

別冊特別付録「改正事項と適用時期一覧表」

令和7年度の国税・地方税の改正項目のすべてについて、改正の趣旨・背景等を踏まえて詳細に解説。「改正事項と適用時期一覧表」を別冊の特別付録として、読者の利用の便に供しました。税理士会・法人会等各種研修会でのテキストとしても最適です。

吉瀬唯史 編 ▼ B5判・760頁・定価3630円(税込)

### 令和7年版 図解 譲渡所得

特例制度が数多く設けられている譲渡所得について、図表のほかにフローチャートや算式を用いて体系的に解説。さらに、要所にはチェックポイントとして、注意しておくべき事項等について触れるとともに、具体例を用いた設例で分かり易く解説。令和7年度税制改正における、各種特例措置等の改正・延長等を踏まえた最新版。

吉瀬唯史 編 ▼ B5判・440頁・定価3190円(税込)

### 令和7年版 公共用地取得の税務

公共用地取得、市街地再開発事業に伴って発生する課税上の問題について事前協議制度を中心に解説するとともに、各種の特例制度も解説した実務担当者(税務職員)をはじめ、国・地方公共団体等公共事業施行体実務者の必携書。令和7年度税制改正を反映して「計算例」「設例」「フローチャート」を用いて具体的に分かり易く解説。

中島孝一 著 ▼ A5判・280頁・定価2860円(税込)

### 想定問答から学ぶ 税目別 税務実務のチェックポイント

昨今の税務実務の現場において想定される事例を問答形式によりわかりやすく解説。税目別(所得税編、譲渡所得編、法人税編、相続税編、贈与税編)に整理して各12事例(合計60事例)を収録。「質問」「回答」「解説」の構成とし、さらなる深い理解のため要所にコラムを織り交ぜ重要ポイントを簡潔に整理。初学者からベテランまで税務実務に携わる方々が幅広く活用できる一冊。

谷山孝博 著 ▼ A5判・300頁・定価2860円(税込)

### 新改訂 社長さんの常識・経理さんの常識

中小企業の「社長さん」と「経理さん」の日常業務の中での何気ない会話をきっかけに、中小企業に關係する税制の概要や、その適用の可否についてのポイントを簡潔にわかりやすく解説。初学者からベテランの税理士まで、また、企業の経理担当者からオーナー経営者まで、手軽に読める一冊。

書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい

TEL 03-3829-4141 FAX 03-3829-4001  
〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号  
大蔵財務協会オフィシャルサイト「リーニョール」  
https://www.zaikyo.or.jp

# 検査院の指摘に建議書で言及

## 日税連 取引相場のない株式の評価で

会計検査院が昨年11月に公表した令和5年度決算検査報告の中で、相続等により取得した財産のうち取引相場のない株式の評価について、評価制度のあり方をさまざまな視点からより適切なものとなるよう検討を行うことを国税庁に求めた。この問題について、日本税理士会連合会は6月にまとめた8年度税制改正に関する建議書で、「同院の指摘をもつて、評価方法は是非等を直ちに結論付けることはできないが(中略)、評価の適正性に問題がないかという観点から実態把握を行い、その上で必要な検討がなされるべきである」となるとの考えを示している。

同報告で検査院は「類似業種比準方式及び併用方式による評価額が純資産価値方式に比べて低くなる状況となっていた」とした上で、「類似業種比準方式の計算式は評価会社の業績等の実態を踏まえて株式を評価する方法として適切に機能していないおそれがある」と指摘し、国税庁に内容の検討を求めた。

また、検査院が「配当還元方式の還元率は、(昭和)39年の評価通達制定当時の金利等を参考にしている」として設定したとしているが、その後、我が国の金利水準は長期的に低下してきているのを見直されていない」と指摘した点について、日税連は還元率をより適正なものとするよう社会経済の変化等を踏まえつつ、株式投資を含めた投資に対する回収率等を参考とすべきとしている。

なお、配当金額については、類似業種の株価決定等における重要な要素であり、類似業種に引上げ(2)国際課税ルールに基づく国内法制度の見直しや実施にあたっては、損害保険ビジネスの特性を踏まえ、正当な経済活動を阻害することがないよう十分に留意すること(3)消費税率の引上げに伴って拡大する、損害保険に係る消費税制上の課題(「税の累積」・「税の中立性の阻害」)を解消する抜本的な対策を検討すること(4)確定拠出年金制度について、個人型年金および企業型年金の積立金を対象とした特別法人税を撤廃すること(5)地震保険のさらなる普及のため、保険料控除制度の充実策につ

## 生保協会が税制改正要望

### 子育て世代に控除恒久化など

一般社団法人生命保険協会(高田幸徳会長)は7月18日、令和8年度税制改正に関する要望を公表した。

同協会は重点要望項目として、「子育て世代に対する生命保険料控除拡充の恒久化」を要望。8年分所得税において、1年間の時限措置として講じられる「23歳未満の扶養親族がいる場合の新生生命保険料に係る一般生命保険料控除の現行4万円」の所得税・適用限度額に対する2万円の上乗せ措置」を恒久措置

とすることを求めている。また、前年度に引き続き、公的年金制度を補完する企業年金制度(確定給付企業年金制度、企業型確定拠出年金制度、厚生年金基金制度)および個人型確定拠出年金制度等の積立金に係る特別法人税の撤廃および撤廃に至らない場合であっても課税停止措置を延長することを重点項目として要望。

### 洗替保証率の引上げを

#### 損保協会は7項目の要望を公表

一般社団法人日本損害保険協会(船曳真一郎会長)は7月24日、「令和8年度税制改正要望」を公表した。要望は7項目にわたる。主な内容は次の通り。

①火災保険等に係る異常危険準備金制度について、洗替保証率を現行の30%から40%に引き上げること(本則積立率となる残高率も

観的交換価値であるという点を踏まえ、取引相場のない株式の評価については、実際の取引で用いられている株式価値の算定方法や実例を参考にすることを求める」と指摘。さらに取引相場のない株式は換金性が乏しい上、相続等により株式を取得した後継者等は、その事業を続けることが通常であることを理由に、継続企業を前提とした評価のあり方についてあわせて考慮すべきとした。

また、検査院が「配当還元方式の還元率は、(昭和)39年の評価通達制定当時の金利等を参考にしている」として設定したとしているが、その後、我が国の金利水準は長期的に低下してきているのを見直されていない」と指摘した点について、日税連は還元率をより適正なものとするよう社会経済の変化等を踏まえつつ、株式投資を含めた投資に対する回収率等を参考とすべきとしている。

我が家で子どもから、夏休みの宿題である「税の標語」を考えるので税について教えてほしいと相談を受けた。それで税がなぜ存在するのかや、税がどのようなに使われているのか、税がなくなると世の中はどうなるのか話した。★普段一緒に生活をしていても税について話し合う機会などほとんどない。そうした機会があったとしても、やれ税が高いだとか、無駄遣いがひどいだとか、どちらかといえば不満ばかりになってしまっている。今回、宿題をきっかけに、なぜ税が必要なのか話し合えた★先の参院選では消費税減税が主要な争点になった。誰でも自身に課される税は少ない方がよいと考えるはずだ。だが、それは将来世代に負担を送りしているだけなのではないか？ 子どもたちには何と説明をしたらよいのだろうか。(こ)



同様に引上げ(2)国際課税ルールに基づく国内法制度の見直しや実施にあたっては、損害保険ビジネスの特性を踏まえ、正当な経済活動を阻害することがないよう十分に留意すること(3)消費税率の引上げに伴って拡大する、損害保険に係る消費税制上の課題(「税の累積」・「税の中立性の阻害」)を解消する抜本的な対策を検討すること(4)確定拠出年金制度について、個人型年金および企業型年金の積立金を対象とした特別法人税を撤廃すること(5)地震保険のさらなる普及のため、保険料控除制度の充実策につ

から議論を行うこと(7)損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続

酒類事業者に各種支援策 米国の関税措置で 国税庁はこのほど、今般の米国の関税措置により影響を受ける酒類事業者に対する各種支援策を公表した。これは、政府が令和7年4月25日に開催した「第3回米国の関税措置に関する総合対策本部」において「米国の関税措置を受けた緊急対応パッケージ」を決定・公表したことを受けたもの。

同庁は、相談体制の整備を図っており、同庁及び全国12の国税局・国税事務所からなるネットワークと、平時からの酒類業者との関係を生かし、米国の輸出に組み込む全国の酒類業者とヒアリングを実施したほか、酒類業者から寄せられる相談に随時、きめ細かく対応している。

米国の関税措置により、酒類の輸出に個別の問題が生じた際の各国税局及び国税事務所との相談窓口は「酒類業調整官」となる。相談希望者は、各国税局の

## 暑中お見舞い申し上げます

(順不同)

<p style="text-align: center;"><b>代表社員 小 城 公 明</b></p> <p style="text-align: center;">〒078-8348 北海道旭川市東光八条二丁目一</p> <p style="text-align: center;">電話 〇一六六・三一一・二三三 FAX 〇一六六・三四一七〇一一</p>	<p style="text-align: center;"><b>代表社員 春野会 計 事 務 所</b></p> <p style="text-align: center;">〒060-0061 北海道札幌市中央区南一条西十六丁目</p> <p style="text-align: center;">電話 〇一一一・六四三・八三七七 FAX 〇一一一・六一二・〇三二八</p>	<p style="text-align: center;"><b>代表社員 渡邊定義 税理士事務所</b></p> <p style="text-align: center;">〒102-0083 東京都千代田区麹町5-2-1</p> <p style="text-align: center;">K-WINGビル 6F</p>
<p style="text-align: center;"><b>代表社員 岡 野 訓</b></p> <p style="text-align: center;">〒860-0051 熊本市西区二本木四九四五優和ビル</p> <p style="text-align: center;">電話 〇九六・二九七・一〇一一</p>	<p style="text-align: center;"><b>代表社員 小 城 公 明</b></p> <p style="text-align: center;">〒812-0011 福岡市博多区博多駅前二一九一二</p> <p style="text-align: center;">電話 〇九二・一五七・九九五八</p>	<p style="text-align: center;"><b>代表社員 天 池 &amp; パートナース 税理士事務所</b></p> <p style="text-align: center;">田作有司郎 税理士事務所</p> <p style="text-align: center;">平岡 良 税理士事務所</p> <p style="text-align: center;">川野 徹 税理士事務所</p> <p style="text-align: center;">木崎弘之 税理士事務所</p>

# デジタル遺言の3案示す

## 民法等の改正試案でパブコメ開始

法務省は7月29日、パソコンなどで作成する「デジタル遺言」の創設などを盛り込んだ「民法（遺言関係）等の改正に関する中間試案」を公表し、意見募集（パブリック・コメント）を開始した。遺言を電磁的記録で作成し、全文等の口述を録音・録画等により記録して遺言する方式など3案が示された。3案の一つまたは複数を作成することを検討するとしている。また、自筆証書遺言等における押印要件について、押印を不要とする案も検討するとしている。パブコメは9月23日までとなっている。

中間試案では、普通方式の遺言において、現行の方式に加え、遺言の本文をパソコン、スマートフォン等により作成した電磁的記録またはプリントアウト等した書面による方式を創設するとして、3案の概要は表のとおり。

甲案は、遺言の本文を電磁的記録により作成し、遺言者による全文等の口述を録音・録画等により記録して遺言する方式。甲2案は証人を要せず、この管は現行の自筆証書遺言と同様としている。保管申請の際に、遺言の全文を口述することと

確認をすることができ、機能等を備えた、民間事業者の提供するアプリケーションを利用することを想定している。

乙案と丙案は、遺言の本文を電磁的記録（乙案）またはプリントアウト等した書面（丙案）により作成し、公的機関で保管して遺言する方式。遺言の保管は現行の自筆証書遺言と同様としている。保管申請の際に、遺言の全文を口述することと

出頭して行うほか、一定の場合にウェブ会議の利用を可能とすることを想定している。

日付については、甲案による遺言は遺言が完成した日を遺言者が記録し、乙案、丙案による遺言は遺言が完成した日（II遺言を保管した日）を公的機関が記録するとしている。

加除その他の変更は、別の遺言によってしなければならないとしている。撤回については、甲案は故意の遺言の破棄による撤回擬制を認めるか否か、乙案は保管の申請の撤回による撤回擬制を認めるか否かを検討するとしている。

デジタル遺言3案の概要

	甲案		乙案	丙案
	甲1案	甲2案		
作成等	パソコン等を利用して遺言の全文等を入力した電磁的記録を作成			
署名	電子署名			電磁的記録をプリントアウト等した書面に署名
録音等	証人2人以上の前で遺言の全文等を口述し、証人が自己の氏名等を口述。その状況を録音・録画	遺言の全文等を口述して録音。遺言者以外の者が口述できないようにする措置等をとる（民間事業者のサービス利用を想定）	—	—
保管等	—	—	公的機関に電磁的記録をオンラインで保管申請し、対面またはウェブで遺言の全文を口述	公的機関に書面を持参または郵送で保管申請し、対面またはウェブで遺言の全文を口述
家裁の検認	必要		不要	

## 7年度 不交付団体は都と84市町村

### 普通交付税総額は1.6%増の17兆8198億円

総務省は7月29日、令和7年度の普通交付税の交付額等を決定した。それによると、7年度の不交付団体は都道府県が前年同様に東京都のみ、市町村は前年から2増の84市町村だった。不交付団体は新型コロナウイルスの影響で令和3年に54団体まで落ち込んで以降、税収の回復もあって4年連続で増加している。また、普通交付

税の総額は前年比1.6%増の17兆8198億円、同額が不交付団体を除く46道府県、1634市町村に交付される。

地方交付税は地方団体の間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持し得るよう財源を保障するため、本来は地方の税収とすべきところを国が国税として徴収し、一定の基準によ

る。地方交付税には普通交付税（交付税総額の94%）と特別交付税（6%）があり、このうち普通交付税は行政サービスを自主財源である税収などで賄うことができる自治体には交付されず、普通交付税を受け取らない自治体を不交付団体という。

7年度に交付団体となったのは、宮城県女川町、栃木県宇都宮市と芳賀町、群馬県太田市と大泉町、神奈川県平塚市と愛川町、静岡県裾野市、愛知県半田市、熊本県菊陽町の10団体。

一方、不交付団体から交付団体となったのは宮城県大和町、福島県新地町、群馬県明和町、埼玉県朝霞市、千葉県芝山町、東京都昭島市と小平市、山梨県山中湖町の8団体だった。

## 10月7日にシンポジウム

### 中企庁が100億企業創出などで

中小企業庁は10月7日、都内のイイノホール&カンファレンスセンターで第1部の100億企業創出シンポジウムと第2部の経営者ネットワークおよび交流イベントを開催する。

シンポジウムは会場型と配信のハイブリッド開催を予定しており、100億企業以外でも参加が可能だが、経営者ネットワークは100億企業のみが参加可能となっている。いずれも現時点では参加者の募集は始まっておらず、詳細は100億企業成長ポータルで更新する。

シンポジウムでは講演とパネルディスカッションを実施。また、経営者ネットワークは100億宣言企業の経営者を対象に高い成長意欲を持つ経営者同士の関連なディスカッションや交流等を通じ、地域、業種、社歴等を超えて、成長の視座を共有し、経営課題の気づき等を得て、自社の経営に活かすことを目的に開催する。

### フラッシュ

☆7年度税制改正の動画を公開 財務省は7月23日、令和7年度税制改正の概要を説明する動画をYouTubeの財務省公式チャンネルに公開した。個人所得課税では、所得税の基礎控除の引上げや給与所得控除の最低保障額の引上げ、大学生年代の子の親への特別控除の創設などについて説明している。

☆7年度版の暮らしの税情報公表 国税庁は7月16日、パンフレット「暮らしの税情報」（令和7年度版）を公表した。7年4月1日現在の法令等に基づいて、暮らしの中の税について説明している。

☆大法人向けに電子申告義務化のリーフレット 国税庁は7月17日、リーフレット「大法人等の皆様 電子申告義務化に対応できていますか？」を公表した。リーフレットでは、対象法人の範囲、対象税目及び対象手続、対象書類及び提出可能なデータ形式等について説明している。

## 暑中お見舞い申し上げます

**三浦法律事務所**  
弁護士 間 瀬 まゆ子  
〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目一丁目  
大手町ファーストスクエア  
イーストタワー三階  
電話 〇三三六二七〇一三五〇〇

**第二東京弁護士会所属**

税理士 黒坂 昭一  
〒178-0063 東京都練馬区東大泉四丁目二六二一  
金子ビル二階  
電話 〇三三三八六七一六六二一  
FAX 〇三三三三八七二〇四六〇

税理士法人練馬総合会計  
税理士 黒坂 昭一  
〒951-8068 新潟市中央区上大川前通六一一八〇一  
トーカーマンション榎谷小路三〇二  
電話 〇二五二二三四一五四七五  
FAX 〇二五二二二二二二一五五三

不動産鑑定士 松本 好正  
〒107-0052 東京都港区赤坂八一九一十二  
赤坂新坂ハウス〇六  
電話 〇三三六四一〇一五九九一  
FAX 〇三三六四一〇一五九九二

不動産鑑定士 松本 好正  
〒111-0015 東京都台東区東上野一丁目一三二七  
第二横井ビル三階  
木村会計事務所内  
電話 〇三三六八〇四一六七五  
FAX 〇三三六一三一五〇六三

株式会社國武不動産鑑定  
〒131-0031 東京都墨田区墨田三丁目四三二一五  
七〇一号室  
電話 〇九〇一六一二一九九九九

不動産鑑定士 國武 久幸  
〒111-0015 東京都台東区東上野一丁目一三二七  
第二横井ビル三階  
木村会計事務所内  
電話 〇三三六八〇四一六七五  
FAX 〇三三六一三一五〇六三

# 雇用状況 人手不足が常態化

## トランプ関税 「影響ある」は38%

### 全法連が業況等をアンケート調査

公益財団法人全国法人会総連合（斎藤保会長）はこのほど、会員企業を対象に業況や人手不足対応などに関する調査を行った。いわゆる「トランプ関税」に関する設問では、「あまり・全く影響がない」とする回答が約半数だった一方、雇用状況については、前々回の55・0%、前回の55・1%と同水準の54・9%が「人手不足」と回答している。

「今後の物価高等は貴社の人材確保に影響がありますかとの設問には、従業員規模が大きくなるほど「影響がある」との回答が増えている。昨今の物価高等は貴社の人材確保に影響が

あり、従業員30〜49人の企業で7割超、500人以上の企業で8割超が「影響がある」と回答している。

今年度の採用状況について尋ねると、「計画通り」とした企業が18・3%、「計画をやむを得ず下回る」が22・5%と、採用を行わなかったことが判明。従業員規模別では、「採用した施策を推進するとともに、税理士の業務

のうち55・5%が29人以下の企業だったとしている。来年度の採用予定については、全体集計値では「今年度と同等の人数を採用する」が28・1%、「今年度より多く採用する」が24・

4%と、半数以上の企業が積極的な採用による人手不足解消を図る姿勢を示しているが、今年度は55・5%が「採用を行わなかった」とした従業員29人以下の企業で、「来年度も採用を行わない」とし

たのは51・8%となった。また、経営課題の全体集計値では、「販路や顧客の新規開拓（国内）」「既存従業員の入選を表彰、既公表の部1点の奨励賞を表彰した。

「日本税理士会連合会・金子宏賞」では、わが国の租税制度に係る研究に貢献し、申告納税制度および税理士制度の発展に寄与したとして、税理士の田尻吉正氏を表彰した。同氏は約7年間にわた

り、アジア・オセアニア・アタックスコンサルティング協会（AOTCA）の事務総長を務め、同協会の平成27年大阪会議において、故・金子氏による「ルール・オブ・ローと日本の租税法」と題した特別講演の実現に尽力するなど

また、定期

を重点施策とした。2期目を迎えた太田会長は総会後の会見で、「時代に対応した税理士法改正の検討に

入っていないといけない」とい。都市部と地方部における会務運営の合理化、また、1期目も中小企業支援を掲げていたが、2期目も中小企業をしっかりとサポートし、協会の平成27年大阪会議において、故・金子氏による「ルール・オブ・ローと日本の租税法」と題した特別講演の実現に尽力するなど

日本税理士会連合会（太田直樹会長）は7月24日、都内の帝国ホテルで総会を開き、任期満了に伴う改選等を行い、太田会長の再任を決めた。

また、令和7年度事業計画では、時代に即した税理士制度の構築に向け、税理士法改正について検討を進めること、電子申告・納税制度の利便性向上に向けた施策を推進するとともに、税理士の業務



日本税理士会連合会 会長 太田直樹氏

「日税連が総会、太田会長を再任 時代に対応した税理士法改正を」

「日税連が総会、太田会長を再任」

「日税連が総会、太田会長を再任」

「日税連が総会、太田会長を再任」

# 着眼大局

≪101≫

7月20日の参議院選挙の結果は、自民、公明の与党の獲得議席47、非改選と併せて122で参議院の過半数（125）に届かなかった。衆議院ではすでに過半数割れで、両院が過半数割れとなり、これからは政府の予算や法案が原案のままの成立の保証はなく、野党の修正要求があれば取り込まなければならぬ。野党が全会一致すれば野党提案の法律が成立する状況となった。さらに、自民政権下野も

## 参院選挙の結果

あり得るが、野党が一丸となって非自民政権を作る動きはなく、衆参両院とも第一党の自民党が政権を担わざるを得ない状況にある。

石破総理は、国内外の情勢とりわけ米国とトランプ関税交渉中で政治の空白を許す状況にはないと、21日の記者会見で統投を表明した。

しかし、交渉は23日（日本時間）に妥結、自民党内には衆議院選、都議会議員選、参議院選と3連敗した総理の責任を問う声は強い。これに対し総理は、選挙敗北の責任はあるが交渉結果の日米双方の実行のため政治空白は作るべきで

はないなど主張、公約の50議席の未達で引責辞任を求める主張との対立激化、28日の自民党両院議員総会懇談会ではまとまらず、8月8日に参院選総括と今後の党運営について両院議員総会を開くと報じられている。自民党の盛衰に関わる判断が求められていると言えよう。

今回の選挙の自民党敗北の背景には、一つは石破総理に対する不評がある。また、自公与党敗北、共産議席減、立民現状維持、維新は微増にとどまり、国民民主党4から17議席へ、参政党1から14議席へ）が著増したことは、両党

が期待に添えてくれない既存政党支持者の不満の受け皿となった側面があると思う。とりわけ、40歳未満の若年層の支持が国民民主党、参政党、れいわ、保守党に流れたとみられている。投票率が58・51%と2022年の参院選を6割超上回った影響もあろう。

自民敗北は、加えて、政治資金問題、衰退日本への国民の苛立ち、米価はじめ物価問題への政権の対応の拙さ、自民党の派閥解消や支持組織の弱体化が響いていると思われ。各党の選挙公約は物価対策が焦点であった。自民党は現金給付、野党はガソリン税、消費税、

所得税減税など主張したが、いずれも選挙目当てのポピュリズム的対応であり、それで解決する問題ではない。膨大な国債残高を抱える財政問題もある。物価対策は、需要抑制、生産拡大、便乗値上厳禁を基本とすべきである。

今後、与党は、内外の情勢を総合的に踏まえ、長期的展望を持って国益にかなう政策を迅速、的確に国民に示し、野党に賛否を迫ることが大切である。それが党勢回復の途であろう。また、国民の信望を担える人材の登用が必要である。野党も国益を踏まえた対立軸を示すべきである。

また、定期

また、定期

また、定期

また、定期

# 暑中お見舞い申し上げます

<p>香川印刷株式会社 代表取締役 上林幸則 〒761-2103 香川県綾歌郡綾川町陶七二二二 電話 〇八七・八〇二・三四〇六 FAX 〇八七・八〇二・四五四〇</p>	<p>東洋印刷株式会社 代表取締役 土谷潤一郎 〒612-8456 京都府京都市伏見区中島中道町一三三 電話 〇七五・六〇四・二〇〇六 FAX 〇七五・六〇四・六二六二</p>	<p>鯉城印刷株式会社 代表取締役 堀貴雄 〒730-0805 広島県広島市中区十日市町二八二二 電話 〇八二・一三三・一八二四七代 FAX 〇八二・一三三・一八二四九 HP <a href="http://www.rifou.co.jp">http://www.rifou.co.jp</a></p>	<p>株式会社 福田印刷 本社/〒800-0037 北九州市門司区原野別院3-5 TEL (093) 371-3231 FAX (093) 371-5735 E-mail <a href="mailto:jf@jf1.co.jp">jf@jf1.co.jp</a> URL <a href="https://www.jf1.co.jp">https://www.jf1.co.jp</a> 東京支店/〒112-0012 東京都文京区大塚3-20-5-1008 TEL (0800) 200-4060 FAX (0800) 200-4070</p>	<p>株式会社 孔栄社 代表取締役 佐藤克行 〒980-0822 宮城県仙台市青葉区立町一六一三三 電話 〇二二・二六二・四五四五 FAX 〇二二・二六二・四一七六</p>
--	--	---	---	--

# 続 傍流の正論 税相を斬る

■弁護士・税理士 品川 芳宣

53

相続税法は、相続若しくは遺贈又は贈与により財産を取得した者に対して、相続税又は贈与税を課税することとしている。この場合、「相続」、「遺贈」及び「贈与」については、相続税法は何ら定義しているわけではないから、民法上の概念を借用して相続税法を適用することになる。そして、このような借用概念については、特段の事由がない限り、民法上の概念によって相続税法が適用される。

ところが、相続税法においては、一定の事由があると、相続若しくは遺贈又は贈与により財産を取得したものとみなして、相続税又は贈与税を課税する場合がある。この場合に、個人間の低額譲渡が最も問題になる。

すなわち、相続税法7条は、「著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合においては、当該財産の譲渡があったときにおいて、当該財産の譲渡を受けた者が、当該対価と当該譲渡があったときにおける当該財産の時価（八略）との差額に相当する金額を当該財産を譲渡した者から贈与（八略）により取得したものとみなす。」と定めている。

この規定の適用において最も問題となるのが、「時価」とは何かということである。講学上は、「不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額」すなわち客観的交換価値であると解されている。しかし、このような抽象的な概念では、特に、相続税等の課税実務に適合しなくなる。そこで、財産評価基本通達（評価通達）では、その1項(2)で、「時価とは、不特定多数の……通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、この通達の定めによって評価した価額による。」と定め、2項以下において各財産について、具体的な評価額（評価方法）を定めている。その代表的なものが、宅地の評価に適用される路線価である。

## 低額譲渡とみなし贈与

路線価は平成5年までは、前年の公示価格の7割水準に設定されていたが、土地バブル期の地価上昇期には、路線価が当該宅地の取引価額の1割相当になることも珍しくなかった。そのため、親が1億円で購入した宅地を子に路線価の1000万円で購入（又は1000万円の負担付贈与）しても、評価通達が定める「時価」によって譲渡したということ、前記相続税法7条に定めるみなし贈与に該当しないとされた。その弊害を是正するために設けられたのが、「負担付贈与又は対価を伴う取引により取得した土地及び家屋等に係る評価並びに相続税法第7条及び第9条の規定の適用について」（負担付贈与と通達）である（詳細については、拙著『傍流の正論』150頁「35 負担付贈与と通達」）。この通達によれば、個人間の土地等及び家屋等の譲渡（負担付贈与）については、当該土地等の価額を路線価等によって評価するのではなく、「通常取引される価額」によって評価することとされた。よって、前記の事例では、みなし贈与に該当することになる。

このように、相続税法7条の適用に関しては、土地等については一応の解決がなされているが、非上場株式の譲渡等については、他の税目において若干の問題を残している。すなわち、非上場株式の価額については、その評価が極めて困難であるということ、所得税及び法人税についても、それぞれの基本通達において、一部の少数株主（非同族株主）が取得した株式については配当還元方式の適用を認め、同族株主等の該非の判定は取得段階で行うこととされているため、同族株主である社長が、法人ではない従業員持株会に対して自社株式を配当還元価額で譲渡しても、課税関係は生じないものと解されている。しかし、その社長が自社株式を配当還元価額で関連会社に譲渡すると、所得税法59条が適用されるので、その社長に譲渡所得課税が行われることがあり得る。

この問題は、さらに、同族株主である会社が、法人ではない、従業員持株会に対して、福利厚生の一環として自社株式を配当還元価額で譲渡した場合の問題となる。これらの問題は、法人税の関係通達が未だ整備されていないことからもたらされる。

も似たようなものですから、市町村民税の場合の条文だけを紹介しておきます。「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる。（以下略）」（地法323）。このように、特別の事情があった場合においては市町村長の判断で税金をまけてあげるといのは地方税特有の制度です。個人住民税の場合、前年所得課税ですので、損失があった場合、減免により税金が免除された上、所得控除により翌年の税金が軽減されるというダブルの軽減措置が講じられることがあります。

なお、東日本大震災においては、国税においては、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年4月27日法律第29号）が制定されていますが、地方税においては、本法附則において手当てされています（地法附則42、51、56等）。

おり通達するから遺憾のないよう措置されたい。なお、昭和34年1月14日付自丙府発第2号自治庁税務局長通達「地方団体の徴収金等の端数計算について」は、廃止する。（以下略）とあります。県取扱通知1-53及び市取扱通知1-52には、「地方団体の徴収金の端数計算については、法に完結的に規定され、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）の適用はないものであること。」（地法20の4の2、令6の17）とされ、詳細はこの通達（通知）によることとされました。

(2)「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」（平成12年4月1日自治税企第12号）

災害が発生した場合において地方税法（昭和25年法律第226号）及びこれに基づく条例により地方団体の長が取り得る措置としては、期限の延長、徴収の猶予及び減免があります。

減免は、地方税の各税目に制度として取り入れられています。県取扱通知1-54ほか及び市取扱通知1-54ほか記述があるほか、その条文の書き方は、ど

## 市町村長の判断で税をまける

### 地方税特有の減免制度

## を讀もう!

地方税研究会 編



## 地方税法

### 個別通知

今回は、個別通知について説明します。もちろん、個別通知は山ほど数があります。その中で、税理士先生との関係でよく参照したものがあります。今回は、そのうちのいくつかを紹介します。

(1)「地方団体の徴収金の端数計算について」（昭和38年9月19日自治丙府発第49号）

この通知の冒頭には、『従来地方団体の徴収金については、「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」により端数計算が行なわれていたほか、地方税法においても各種目ごとに端数計算に関する規定が設けられていたが、今回の地方税法の一部改正において、これらの規定を地方税法第20条の4の2に整理統合するとともに所要の合理化が行なわれたので、これが取扱いについて、次のと

# 暑中お見舞い申し上げます

(順不同)

## TONICHI

最高の品質と最高のサービス  
東日印刷(株)代表取締役社長  
西川光昭  
〒135-0044  
東京都江東区越中島2-1-30  
電話 03-3820-0551

## 三松堂株式会社

代表取締役 矢部 真太郎

〒101-0065 東京都千代田区西神田三-1-1  
住友不動産千代田ファーストビル南館十四階  
電話 03-6823-5364  
FAX 03-5210-9181

## 株式会社 恵友社

代表取締役 道具 彰信

〒113-0033 東京都文京区本郷一-35-1-27  
電話 03-5689-6533  
FAX 03-5840-7677

## 株式会社 秀明社

代表取締役 深田 隆行

〒160-0022 東京都新宿区新宿二-15-15  
小菅ビル五〇三  
電話 03-3354-1900(代)  
FAX 03-3354-1805

## NPC日本印刷株式会社

代表取締役社長 熊谷 聖一

〒170-0013 東京都豊島区東池袋四-1-24  
TEL 03-5911-8660(代表)  
FAX 03-3971-2111  
URL: https://www.npc-tyo.co.jp/

# 裁決事例集

249

## 裁決のポイント

e-Taxにより確定申告データを送信し、法定申告期限内に送信しなかったこと、期限内申告書の提出がなかったことについて正当な理由はないとした事例。

審査請求人が、所得税等の期限後申告書を出したことから、原処分庁が無申告加算税の賦課決定処分をしたのに対し、請求人が、期限内申告書を提出できなかったのは国税電子申告・納税システム(e-Tax)に誤操作を生じさせる問題があったためであり、正当な理由があるなどとして、原処分の全部の取消しを求めた事案で、国税不服審判所は、請求人はe-Taxにより確定申告データを法定申告期限内に送信しておらず期限内申告書の提出がなかったことについて、国税通則法第66条(無申告加算税)第1項ただし書に規定する正当な理由はないとして、処分は適法であるとした(令和6年10月15日付、公表裁決)。

## 基礎事実

国税庁ホームページ(HP)には、e-Taxを利用して、所得税及び復興特別所得税の確定申告等を行う者が、当該確定申告等に係る申告書のデータを送信した場合、その送信結果が、次のとおり表示される旨掲載されている。

①申告等データの送信が完了した直後、申告等データが正常に受信されたかどうかの判定、申告等データに係る受付番号及び受付日時などが利用者のパソコン等の画面上に表示される(即時通知)。

②上記①の即時通知の後、申告等データについての審査結果が表示される「受信通知」と題する通知(受信通知)が利用者のメッセージボックスに格納される。

編集部編

# 申告書の未送信はe-Taxのシステム上の問題を主張も「正当な理由」に該当せず

また、国税庁HPには、即時通知または受信通知にエラー情報が表示されている場合、利用者は、当該エラーの内容を確認し、訂正等を行った上で再送信等する必要がある旨掲載されている。

利用者は、e-Taxにより申告等データ及び財産債務調査書のデータの両方またはどちらか一方を送信する場合、「送信内容選択」画面において、送信する帳票に応じ、次の項目のラジオボタンから該当するものを選択した上で、データを送信する。

①申告書等、財産債務調査書を送信する(既に申告書等を送信済みの場合、「財産債務調査書を送信する」を選択する)。  
②申告書等を送信する。  
③財産債務調査書を送信する。

## 審査請求に至る経緯

請求人は、令和5年3月1日、国税庁HPの確定申告書作成コーナーを利用して、4年分の所得税等の確定申告書(本件確定申告書)のデータ(本件申告データ)並びに4年12月31日分財産債務調査書及び4年12月31日分財産債務調査合計表の各データ(本件財産債務調査データ)を作成した。

請求人は、5年3月1日、e-Taxを利用して本件財産債務調査データを送信することにより、4年12月31日分財産債務調査書及び4年12月31日分財産債務調査合計表を提出した。

請求人は、5年3月2日、消費税及び地方消費税の納付書を利用して、本件申告データにより算出した4年分の所得税等の納付すべき税額に相当する金額を納付した。

請求人は、5年6月29日、e-Taxを利用して本件申告データを送信することにより、本件確定申告書を出した。

なお、本件確定申告書の提出は、請求人の4年分の所得税等について調査があったことにより当該所得税等について決定があるべきことを予知してされたものである。

ではなく、かつ、当該所得税等についての調査通知がある前に行われたものである。

原処分庁は、5年10月27日付で、請求人に対し、通則法第66条第1項及び第6項の規定に基づき、無申告加算税の額を〇〇〇〇円とする賦課決定処分をした。

主な争点は、期限内申告書の提出がなかったことについて、通則法第66条第1項ただし書に規定する「正当な理由がある」と認められる場合に該当するか否か。

## 請求人の主張

e-Taxにより本件申告データ及び本件財産債務調査書データを送信するつもりであったが、結果として本件財産債務調査書データしか送信できておらず、このような誤操作が生じてしまつたe-Taxにはシステム上の問題があるといわざるを得ないこと、上記送信後に完了画面が表示されたことにより、請求人が確定申告書のデータも正常に送信できたと認識したことはやむを得ないことから、期限内申告書の提出がなかったことについて、通則法第66条第1項ただし書に規定する正当な理由があると認められる場合に該当する。

## 審判所の判断

請求人の期限内申告書の提出がなかったのは、請求人がe-Taxの操作を誤って本件財産債務調査書データの送信しか行っていないにもかかわらず、本件財産債務調査書データの即時通知を見て、確定申告書のデータも送信されたことと誤って認識したという請求人自身の主観的な事情によるものにはかならない。

したがって、期限内申告書の提出がなかったことについて、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があったとはいえず、無申告加算税の趣旨に照らしても、なお、納税者に無申告加算税を課することが不当または酷になる場合に当たるとはいえないから正当な理由があると認められる場合には該当しない。

# 注目の一冊

## 改正税法のすべて

(令和7年版)

大蔵財務協会 編

令和7年度の国税・地方税の改正項目のすべてについて、改正の趣旨、背景等を含めて詳しく解説した実務家必携の書。

今般は基礎控除、給与所得控除の引上げ並びに特定親族特別控除の創設等、エンジン税制の拡充、未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置、住宅借入金等に関する場合の所得税額の特別控除制度(住宅ローン税額控除)等の改正、リースに関する会計基準等への対応、認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の特別税額控除制度(企業版ふるさと納税)、再資源化事業等高度化設備の特別償却制度(創設)、個人事業者の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度の見直し、非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度の見直し、リファンド方式への見直し等に伴う輸出酒類販売場制度の見直しなどを盛り込む。

「改正事項と適用時期一覧表」を別冊の特別付録として、読者の利用の便に供した。税理士会・法人会等各種研修会でのテキストとしても最適。

B5判、1100ページ。定価4510円(税込み)。申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL03-3829-4141、FAX03-3829-4001)。

**改正税法のすべて** 令和7年版

- 令和7年度税制改正について
- 所得税等の改正
- 相続税特別措置法等(所得税関係)の改正
- 法人税法の改正
- 防衛特別法人税の創設
- 相続税特別措置法等(法人税関係)の改正
- 相続税特別措置法等(相続税・贈与税関係)の改正
- 相続税特別措置法等(登録免許税関係)の改正
- 国際課税関係の改正
- 租税条約の締結
- 消費税法等の改正
- 相続税特別措置法等(間接税関係)の改正
- 国際通関手等の改正
- 地方税法等の改正
- 令和7年度の租税及び印紙収入予算等について

# 暑中お見舞い申し上げます



(順不同)

有限会社 共栄発送  
代表取締役 小澤利夫  
〒354-0017 埼玉県富士見市針ヶ谷二丁目二三番一号  
電話 〇四九-二五三-六五二二  
FAX 〇四九-二五三-六五五二

RISO  
理想科学工業株式会社  
東京第三営業所  
営業所長 川口聡一  
〒162-0812 東京都新宿区西五軒町十三-1  
住友不動産飯田橋ビル三号館 五階  
電話 〇三一-五九四六-八四三六  
FAX 〇三一-五九四六-八四三九

包むをカタチに  
NITTA  
株式会社 新田  
本社: 〒162-0801 東京都新宿区山吹町 343  
TEL: 03-3269-3221 FAX: 03-3235-3776  
http://www.nitta-net.co.jp

株式会社 光和コンピューター  
代表取締役 寺川光男  
〒101-0032 東京都千代田区岩本町三-1-1  
岩本町東洋ビル  
電話 〇三一-三八六五-一九八一  
FAX 〇三一-三八六五-一九二二

株式会社 フォレスト  
代表取締役 茂木徳久  
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋四-1-13  
電話 〇三一-三二六五-一五七七(代)  
FAX 〇三一-五二一〇-一七〇五七

# おひとりさまの相続アドバイス

■(一社)おひとりさま相続 理事・不動産鑑定士 吉田 篤史

5

## 地価上昇期における相続の留意点

(路線価の現状)  
 令和7年7月1日、国税庁より令和7年度分の路線価が公表されました。

同日の日経新聞によると、「全国の調査地点の平均は4年連続で上昇し、上昇率も2010年度以降で最も大きくなっています」。また、「都道府県別の平均では35の都道府県で去年を上回り、上昇率が最も大きかったのは東京都の8.1%増となっており、20%を超える地点も見られます。大都市圏では、福岡県6.0%増、大阪府4.4%増、京都府3.7%増、愛知県2.8%増と上昇しています。全国的に路線価が上昇している中で、特に東京都の上昇率が目立つ結果となりました。

と望まれる方が多いと感じます。路線価から不動産の価値を求める方法では実際の価値と大きく乖離することがあり、結果的に不平等な分割となる場合があることに留意してください。あくまでも、路線価は相続税や贈与税の課税の公平性等を担保するために用いられるべきものであり、遺産分割においては、費用は掛かっても不動産鑑定を検討すべきです。なお、不動産仲介業者の査定書は、売却を目的とした価格を査定したものであり、査定書に記載された目的以外の使用は避けましょう。

また、不動産の時価は、たった数ヶ月で大きく変動する可能性もあることを、遺言を残す際や遺産分割協議を行う際に留意しておくことで良いでしょう。

## 遺贈寄付、地価上昇による含み益にみなし譲渡課税も

(地価上昇期における主な留意点)

さて前述の通り、ここ数年の間、地価の上昇に伴って路線価も上昇していることが分かりました。ここからは、相続という観点から一般的に気をつけるべき事柄をご紹介します。まず留意すべきは、相続税の納税が必要となる方が増加するという点です。財務省「相続税・贈与税に係る基本的係数に関する資料」によりますと、課税件数は令和4年分が150,858件、令和5年分が155,740件と対前年比で103.2%と増加傾向にあり、令和4年分の課税割合は9.6%、令和5年分は9.9%と増加傾向にあります。令和6年の地価は令和5年に比べて総じて上昇していると言えますので、令和6年分においても同様の上昇傾向が続くものと考えられます。特に都心部においては、納税対象となる方が急増する可能性がありますので、特に注意が必要です。

(おひとりさまが特に留意すべき点)

おひとりさまからのご相談として多いものに、将来のお金や住まいへの不安があります。ご自身の年齢や健康状態等にもよりますが、要介護や要支援、認知症となった場合のことも考慮しつつ、「その先の住まい」に掛かるお金にも留意しておく必要があります。社会問題となっている空き家や空き地、所有者不明土地を生まないためにも、地価が上昇している間に、不要な不動産を売却することやリースバック等を検討しておくことで良いでしょう。

また、遺贈寄付を検討する際には、地価上昇による含み益に対し、みなし譲渡として課税される場合もありますので、注意が必要です。

(相続以外の留意点)

地価の上昇は固定資産税の増額につながるため、土地をお持ちの方は注意が必要です。一方で、賃貸物件の借主は、家賃増額により支出が増加する可能性があることに注意しておくことで良いでしょう。

つぎに、遺産分割についても注意が必要です。近年の傾向として、相続人間で平等になるように遺産を分けたい

映画好きのひとりのこと

税理士 石本 力

5

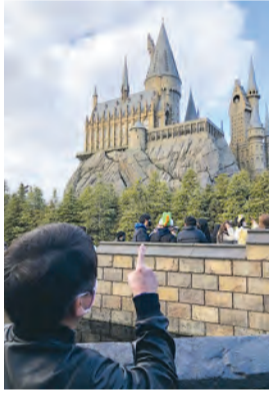
## ハリー・ポッターの世界

～映画からアトラクションへ～

まで、延べ11年を要しました。主要キャストであるハリー・ポッター(ダニエル・ラドクリフ)、ロン・ウィーズリー(ルパート・グレント)、ハーマイオニー・グレンジャー(エマ・ワトソン)を演じた3人は、第1作では11、13歳の子供で、最後は21、23歳の大人になったわけですが、その間、3人とも脱着せずに演技し続けたことが何よりも素晴らしい作品だったと言えます。特筆すべきはハーマイオニーを演じたエマ・ワトソンです。可憐なお嬢ちゃんから愁いを帯びた美しい大人の女性へと成長した姿には作品以前に感動モノでした。

映画の大ヒットによって、ハリー・ポッターの世界を再現した施設が、日本には2つ建設されました。

①USJ・ウィザーディング・ワールド・オブ・ハリー・ポッターII 写真上IIは、物語の世界を圧倒的なスケールと徹底した細部へのこだわりで再現した壮大なエリアです。ホグワーツ城や街並みの中に、ライド・アトラクションや数々のお店があり、主要キャストの魔法の杖を購入できます。私はハリーの杖をゲットしました。



②ハリリー・ポッター・スタジオ・ツアー 東京II写真下IIは、世界最大級の施設で、室内には、ホグワーツの大広間、禁じられた森、9と3/4番線ホーム、魔法省、ダイアゴン横丁などがあります。屋外には、大きなチェス盤や主要キャストの像などが点在しています。自ら歩いて探索する形式なので2〜3時間を要しますが、途中、カフェやフードホールで休憩しながらバタービールや魔法界のスイーツを楽しめます。



# TAX ナンバープレイス

太線で区切られた3×3の9マスには1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和5年中に相続開始のあった事案について申告をした相続人(課税価格のある者)の数になります。

答え =   万人

ナンプレの予想難易度：10

		4						
8			3		7			2
7	3	9		4				1
		1	7	3				
	B		2	6	4			
				8	1	9		A
	9			2		1	5	8
6			1		8			7
						4		

### 応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。  
 パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ [quiz@zaikyo.or.jp](mailto:quiz@zaikyo.or.jp)

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 8月10日(日)

前回の答え    %



### 長崎～五島航路

○通常時1日4往復  
 ○多客時1日5往復

すぐ着からいいよね  
**長崎→五島間85分**

お問い合わせ お申し込みは

## 九州商船

本社/長崎市元船町16-12  
 本社 0570-017510  
 福岡 (0959)72-2191  
 奈良尾 (0959)44-1515

# 山田屋石油株式会社

〒852-8003 長崎市旭町3番22号  
 ☎(095)861-1102(代)・FAX(095)861-1105

# 中小企業の2割が取引先から脱炭素の要請

## 日商等が調査 取引先からの支援は3割

日本商工会議所と東京商工会議所(ともに小林健会頭)は7月17日、「2025年度中小企業の省エネ・脱炭素に関する実態調査」を公表した。それによると、約7割の企業が脱炭素に関する取り組みを実施しているものの、約6割が費用・コスト面の負担が大きいと回答している。また、約2割の企業が取引先から脱炭素に関する要請を受けており、そのうち、取引先から技術や資金など支援を受けている企業は約3割となっている。

同調査は、中小企業では、昨今のエネルギー価格の経営への影響度合いや省エネ・脱炭素の取り組み状況及び課題等の実態を把握等するもの。調査地域は47都道府県、回答企業数は1828社、調査期間は令和7年4月24日～5月27日。

エネルギー価格の経営への影響と対応状況では、「自社製品・サービスの価格に転嫁」が34.2%、「エネルギー以外のコスト削減」が31.8%、「運用改善による省エネの推進」が27.7%、「省エネ型設備への更新・新規導入」が25.1%などとなっている。

「省エネ型設備への更新・新規導入」が35.7%、「運用改善による省エネの推進」が34.5%など、省エネに関する取り組みが多くなっている。7月22日、福岡市博多区の同局で就任記者会見を行った小澤局長は「e-Taxの利用率を向上させ、情報発信もデジタル活用し情報発信」

「省エネ型設備への更新・新規導入」が35.7%、「運用改善による省エネの推進」が34.5%など、省エネに関する取り組みが多くなっている。7月22日、福岡市博多区の同局で就任記者会見を行った小澤局長は「e-Taxの利用率を向上させ、情報発信もデジタル活用し情報発信」

「省エネ型設備への更新・新規導入」が35.7%、「運用改善による省エネの推進」が34.5%など、省エネに関する取り組みが多くなっている。7月22日、福岡市博多区の同局で就任記者会見を行った小澤局長は「e-Taxの利用率を向上させ、情報発信もデジタル活用し情報発信」

「省エネ型設備への更新・新規導入」が35.7%、「運用改善による省エネの推進」が34.5%など、省エネに関する取り組みが多くなっている。7月22日、福岡市博多区の同局で就任記者会見を行った小澤局長は「e-Taxの利用率を向上させ、情報発信もデジタル活用し情報発信」

「省エネ型設備への更新・新規導入」が35.7%、「運用改善による省エネの推進」が34.5%など、省エネに関する取り組みが多くなっている。7月22日、福岡市博多区の同局で就任記者会見を行った小澤局長は「e-Taxの利用率を向上させ、情報発信もデジタル活用し情報発信」

「省エネ型設備への更新・新規導入」が35.7%、「運用改善による省エネの推進」が34.5%など、省エネに関する取り組みが多くなっている。7月22日、福岡市博多区の同局で就任記者会見を行った小澤局長は「e-Taxの利用率を向上させ、情報発信もデジタル活用し情報発信」

「省エネ型設備への更新・新規導入」が35.7%、「運用改善による省エネの推進」が34.5%など、省エネに関する取り組みが多くなっている。7月22日、福岡市博多区の同局で就任記者会見を行った小澤局長は「e-Taxの利用率を向上させ、情報発信もデジタル活用し情報発信」

「省エネ型設備への更新・新規導入」が35.7%、「運用改善による省エネの推進」が34.5%など、省エネに関する取り組みが多くなっている。7月22日、福岡市博多区の同局で就任記者会見を行った小澤局長は「e-Taxの利用率を向上させ、情報発信もデジタル活用し情報発信」

「省エネ型設備への更新・新規導入」が35.7%、「運用改善による省エネの推進」が34.5%など、省エネに関する取り組みが多くなっている。7月22日、福岡市博多区の同局で就任記者会見を行った小澤局長は「e-Taxの利用率を向上させ、情報発信もデジタル活用し情報発信」

「省エネ型設備への更新・新規導入」が35.7%、「運用改善による省エネの推進」が34.5%など、省エネに関する取り組みが多くなっている。7月22日、福岡市博多区の同局で就任記者会見を行った小澤局長は「e-Taxの利用率を向上させ、情報発信もデジタル活用し情報発信」

「省エネ型設備への更新・新規導入」が35.7%、「運用改善による省エネの推進」が34.5%など、省エネに関する取り組みが多くなっている。7月22日、福岡市博多区の同局で就任記者会見を行った小澤局長は「e-Taxの利用率を向上させ、情報発信もデジタル活用し情報発信」

「省エネ型設備への更新・新規導入」が35.7%、「運用改善による省エネの推進」が34.5%など、省エネに関する取り組みが多くなっている。7月22日、福岡市博多区の同局で就任記者会見を行った小澤局長は「e-Taxの利用率を向上させ、情報発信もデジタル活用し情報発信」

「省エネ型設備への更新・新規導入」が35.7%、「運用改善による省エネの推進」が34.5%など、省エネに関する取り組みが多くなっている。7月22日、福岡市博多区の同局で就任記者会見を行った小澤局長は「e-Taxの利用率を向上させ、情報発信もデジタル活用し情報発信」

「省エネ型設備への更新・新規導入」が35.7%、「運用改善による省エネの推進」が34.5%など、省エネに関する取り組みが多くなっている。7月22日、福岡市博多区の同局で就任記者会見を行った小澤局長は「e-Taxの利用率を向上させ、情報発信もデジタル活用し情報発信」

「省エネ型設備への更新・新規導入」が35.7%、「運用改善による省エネの推進」が34.5%など、省エネに関する取り組みが多くなっている。7月22日、福岡市博多区の同局で就任記者会見を行った小澤局長は「e-Taxの利用率を向上させ、情報発信もデジタル活用し情報発信」

「省エネ型設備への更新・新規導入」が35.7%、「運用改善による省エネの推進」が34.5%など、省エネに関する取り組みが多くなっている。7月22日、福岡市博多区の同局で就任記者会見を行った小澤局長は「e-Taxの利用率を向上させ、情報発信もデジタル活用し情報発信」

「省エネ型設備への更新・新規導入」が35.7%、「運用改善による省エネの推進」が34.5%など、省エネに関する取り組みが多くなっている。7月22日、福岡市博多区の同局で就任記者会見を行った小澤局長は「e-Taxの利用率を向上させ、情報発信もデジタル活用し情報発信」

## 9月2日開催 オンラインセミナー 相続トラブル解決事例 (アーカイブ配信あり)

「相続」は「争族」と置き換えられるほどに相続人の中で「感情」又は「勘定」でトラブルになることがあります。そこでこの度のセミナーでは、講師が実際に体験し、解決した、又は解決できなかった事例を中心に、テキストから選りすぐりの9事例を分かりやすく解説いたします。

日時 2025年9月2日(火) 13:30~16:30  
※研修時間: 3時間

受講方法 オンライン型(ライブ配信・アーカイブ配信での受講)  
アーカイブ配信は、9月2日(火)に収録したものを、後日録画配信コンテンツでご視聴できるものです。  
配信期間: 9月10日(水) 9:00~9月24日(水) 23:59

講師 税理士・高橋安志(たかはしやすし)氏  
税理士法人安心資産税会計・会長税理士。(有)相続110番協議会・代表取締役。執筆活動のかたわら、テレビ・新聞などのメディアでも相続問題の専門家として活躍。

受講料 1名につき 16,500円(税込・テキスト代を含む)  
※「税のしるべ」購読者の方は割引価格13,200円(税込)となります。

テキスト 書籍『相続トラブル解決事例35』(2025年4月刊/大蔵財務協会)

申込方法 大蔵財務協会ウェブサイトの申込フォームよりお申込みください。開催日の1か月前になりましたら、請求書等をお送りいたします。



## デジタル活用し情報発信

### 福岡局の小澤局長が就任会見



財務省・国税庁の7月1日付の人事異動により、福岡国税局長に就任した小澤研也氏(主計局法規課長)は7月22日、福岡市博多区の同局で就任記者会見を行った。小澤局長は「e-Taxの利用率を向上させ、情報発信もデジタル活用し情報発信」

「省エネ型設備への更新・新規導入」が35.7%、「運用改善による省エネの推進」が34.5%など、省エネに関する取り組みが多くなっている。7月22日、福岡市博多区の同局で就任記者会見を行った小澤局長は「e-Taxの利用率を向上させ、情報発信もデジタル活用し情報発信」

「省エネ型設備への更新・新規導入」が35.7%、「運用改善による省エネの推進」が34.5%など、省エネに関する取り組みが多くなっている。7月22日、福岡市博多区の同局で就任記者会見を行った小澤局長は「e-Taxの利用率を向上させ、情報発信もデジタル活用し情報発信」

「省エネ型設備への更新・新規導入」が35.7%、「運用改善による省エネの推進」が34.5%など、省エネに関する取り組みが多くなっている。7月22日、福岡市博多区の同局で就任記者会見を行った小澤局長は「e-Taxの利用率を向上させ、情報発信もデジタル活用し情報発信」

「省エネ型設備への更新・新規導入」が35.7%、「運用改善による省エネの推進」が34.5%など、省エネに関する取り組みが多くなっている。7月22日、福岡市博多区の同局で就任記者会見を行った小澤局長は「e-Taxの利用率を向上させ、情報発信もデジタル活用し情報発信」

「省エネ型設備への更新・新規導入」が35.7%、「運用改善による省エネの推進」が34.5%など、省エネに関する取り組みが多くなっている。7月22日、福岡市博多区の同局で就任記者会見を行った小澤局長は「e-Taxの利用率を向上させ、情報発信もデジタル活用し情報発信」

「省エネ型設備への更新・新規導入」が35.7%、「運用改善による省エネの推進」が34.5%など、省エネに関する取り組みが多くなっている。7月22日、福岡市博多区の同局で就任記者会見を行った小澤局長は「e-Taxの利用率を向上させ、情報発信もデジタル活用し情報発信」

「省エネ型設備への更新・新規導入」が35.7%、「運用改善による省エネの推進」が34.5%など、省エネに関する取り組みが多くなっている。7月22日、福岡市博多区の同局で就任記者会見を行った小澤局長は「e-Taxの利用率を向上させ、情報発信もデジタル活用し情報発信」

「省エネ型設備への更新・新規導入」が35.7%、「運用改善による省エネの推進」が34.5%など、省エネに関する取り組みが多くなっている。7月22日、福岡市博多区の同局で就任記者会見を行った小澤局長は「e-Taxの利用率を向上させ、情報発信もデジタル活用し情報発信」

「省エネ型設備への更新・新規導入」が35.7%、「運用改善による省エネの推進」が34.5%など、省エネに関する取り組みが多くなっている。7月22日、福岡市博多区の同局で就任記者会見を行った小澤局長は「e-Taxの利用率を向上させ、情報発信もデジタル活用し情報発信」

「省エネ型設備への更新・新規導入」が35.7%、「運用改善による省エネの推進」が34.5%など、省エネに関する取り組みが多くなっている。7月22日、福岡市博多区の同局で就任記者会見を行った小澤局長は「e-Taxの利用率を向上させ、情報発信もデジタル活用し情報発信」



「省エネ型設備への更新・新規導入」が35.7%、「運用改善による省エネの推進」が34.5%など、省エネに関する取り組みが多くなっている。7月22日、福岡市博多区の同局で就任記者会見を行った小澤局長は「e-Taxの利用率を向上させ、情報発信もデジタル活用し情報発信」

「省エネ型設備への更新・新規導入」が35.7%、「運用改善による省エネの推進」が34.5%など、省エネに関する取り組みが多くなっている。7月22日、福岡市博多区の同局で就任記者会見を行った小澤局長は「e-Taxの利用率を向上させ、情報発信もデジタル活用し情報発信」

「省エネ型設備への更新・新規導入」が35.7%、「運用改善による省エネの推進」が34.5%など、省エネに関する取り組みが多くなっている。7月22日、福岡市博多区の同局で就任記者会見を行った小澤局長は「e-Taxの利用率を向上させ、情報発信もデジタル活用し情報発信」

「省エネ型設備への更新・新規導入」が35.7%、「運用改善による省エネの推進」が34.5%など、省エネに関する取り組みが多くなっている。7月22日、福岡市博多区の同局で就任記者会見を行った小澤局長は「e-Taxの利用率を向上させ、情報発信もデジタル活用し情報発信」

## 令和7年 暑中お見舞い申し上げます

<p>税理士 関篤</p> <p>〒504-8377 岐阜県岐阜市下田 2-2-45</p> <p>054-837-2834</p>	<p>吉田 福一</p> <p>税理士 吉田 福一</p> <p>〒504-8377 岐阜県岐阜市下田 2-2-45</p> <p>054-837-2834</p>	<p>廣田 隆博</p> <p>税理士 廣田 隆博</p> <p>〒504-8377 岐阜県岐阜市下田 2-2-45</p> <p>054-837-2834</p>	<p>渡辺 忠造</p> <p>税理士 渡辺 忠造</p> <p>〒504-8377 岐阜県岐阜市下田 2-2-45</p> <p>054-837-2834</p>
<p>高田 啓二</p> <p>税理士 高田 啓二</p> <p>〒504-8377 岐阜県岐阜市下田 2-2-45</p> <p>054-837-2834</p>	<p>小田 剛</p> <p>代表社員 小田 剛</p> <p>〒504-8377 岐阜県岐阜市下田 2-2-45</p> <p>054-837-2834</p>	<p>素子 雅之</p> <p>代表社員 素子 雅之</p> <p>〒504-8377 岐阜県岐阜市下田 2-2-45</p> <p>054-837-2834</p>	<p>九鬼 義弘</p> <p>代表社員 九鬼 義弘</p> <p>〒504-8377 岐阜県岐阜市下田 2-2-45</p> <p>054-837-2834</p>

精神科・内科・皮膚科

# 医療法人 天草病院

理事長 福光弘明

〒863-2171 熊本県天草市佐伊津町5789

TEL.0969(23)6111(代)

FAX.0969(24)3661